

地方創生に関する調査特別委員会

地方創生に関して集中的に対応していくべき取り組みなどについて提言

本委員会(飯塚秋男委員長)は、活力と潤いに満ちた郷土いばらきを創生するための諸方策についての調査・検討結果について本定例会で報告しました。

【提言した主な内容】

- 一 「ひと」の創生に関して 合計特殊出生率「二・〇七」の実現を目指し、結婚支援のさらなる充実、ワーク・ライフ・バランスの促進などを図ること
- 二 「しごと」の創生に関して 若者、女性が活躍できる働く場のさらなる創出を目指し、儲かる農業の実現、ロボット産業を始めとする未来産業の集積、「おもてなし日本一」を目指した観光振興の推進などを図ること
- 三 「まち」の創生に関して 当面の人口減少期に対応したまちの再構築を目指し、地域の特性を踏まえた拠点都市の形成、新たな「茨城型地域包括ケアシステム」の確立などを図ること



報告を行う飯塚秋男委員長

決算特別委員会

決算特別委員会(本澤徹委員長)は、平成二十七年第二回定例会で設置され、第三回定例会で付託された平成二十六年年度決算の認定議案などについて、部局ごとの部門別審査と全部局を対象とした総括審査を実施するため、計七回の委員会を開催しました。

審査の結果、予算の執行および決算は、その内容を適正なものとして認め、原案を認定および可決すべきものと決定しました。

茨城県議会改革推進会議が開催され、一回目の答申が行われました

第三回茨城県議会改革推進会議(田山東湖座長)が十一月十八日に開催され、議長に答申するための議会改革案について、全会派から選出された委員による協議が行われました。また、十一月一日には、第四回会議が開催され、答申内容が決定。同日、田山座長から細谷議長に答申書が提出されました。答申の主な内容は、次のとおりです。

- I 政務活動費の透明性の向上と県民への積極的な広報
 - (一) 政務活動費のさらなる透明性を確保するための学識経験者などによる第三者機関の設置
 - (二) 審査業務をより効果的かつ丁寧に行うための領収書などを添付した収支状況報告書(仮称)の四半期ごとの提出
 - (三) 政務活動の内容を県民に理解していただくための議会ホームページなどを活用した成果の公表
- II 議会審議・委員会審査の充実
 - 一 本会議において分割質問を行う際に再質問などに対応するための同僚議員の陪席
 - 二 議員の発言機会の充実のための年間一般質問者枠の拡大(年間二人増)、一般質問日の開議時刻の午後一時への統一
 - 三 委員会審査の充実のための定例会における常任委員会前の休会日の設定
 - 四 人事案件の十分な審議のための提案の早期化と提案理由などの充実
 - 五 委員会審査の充実のためのスマートフォンなど、IT機器の使用拡大
- III 議会広報・情報提供の充実
 - 一 議会ホームページの充実
 - (一) 県民に審査内容を広く知ってもらうための調査特別委員会・議会運営委員会の記録および議長交際費のホームページ掲載
 - (二) 多くの県民に閲覧してもらおうためのスマートフォンなどへの対応
 - 二 若者の政治離れ・選挙権年齢引き下げに対応するための県内大学・短大・高校への「県議会だより」の配布および高校生などの生徒の県議会傍聴の受け入れ促進
- IV 県民に審査内容を広く知ってもらうための調査特別委員会・議会運営委員会の記録および議長交際費のホームページ掲載
- 五 多くの県民に閲覧してもらおうためのスマートフォンなどへの対応



細谷議長に答申書を手渡す田山座長(右から6人目)

議員提案による「茨城県がん検診を推進し、がん向き合うための県民診療条例」が可決・成立しました

近年、高齢化に伴い、がんの罹患数も増加傾向にあり、日本人の二人に一人は、一生のうち何らかのがんに罹患すると言われている。がんは「国民病」といっても過言ではない状況になっています。

【目的】

県の責務や市町村、県民、保健医療福祉関係者、事業者および教育関係者の役割を明らかにするとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がんによる死亡者数を減少させ、がん患者およびその家族を支援するとともに、全ての県民ががんに罹患した後も尊厳を保ちながら安心して暮らすことができない社会を実現することを目的としています。

【主な内容】

「診療」という言葉を、がんに関する正しい知識を習得し、自身に提供されるがん医療を決定できることについて自覚を持ち、がん医療に主体的に参画することと定義し、県民はこの参画に努めるとともに、県および保健医療福祉関係者は、県民の参画の推進または支援に努めることを規定しています。

「県の責務」
国、市町村、保健医療福祉関係者、事業者および教育関係者と連携を図りつつ、県民の参画の推進のために必要な環境を整え、がん対策に関する総合的な施策を策定し、実施することを規定しています。

「県民の役割」
がんの予防に必要な注意を払うとともに、積極的かつ定期的ながん検診を受けるよう努めることを規定しています。

「がん検診の推進」として、がん検診の啓発やがん検診を推進するための人材の育成、がん検診を受けやすい環境の整備のための施策を講じるほか、主要な五大がんのがん検診の受診率については、五十%以上を目指す。

「がん予防の推進」として、がんに関する知識の普及啓発、人材の育成に関する施策を講じるほか、受動喫煙の防止、学校において児童・生徒並びに保護者に対する普及啓発についての施策を講じる。

「がん医療の充実」として、がん診療連携拠点病院などにおける高度で専門的ながん医療やがん登録の推進、女性に特有のがんに関する対策や小児がん対策の推進に関する施策を講じるほか、在宅医療や緩和ケアの推進のための施策を講じる。

「がん患者とその家族に対する支援」として、相談支援体制の整備やがん患者の交流の場の設定など、がん患者の療養生活の質の維持向上や患者とその家族の不安を軽減させるために必要な支援を講じる。

「がん対策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備や基金の設置などの必要な措置を講じるよう努める。」

【施行】

この条例は、公布の日である平成二十七年十二月十八日から施行されました。(二部の規定は、本年一月一日から施行されました。)



条例の提案説明を行う常井洋治議員

特別委員会などの新人事

予算特別委員会	
委員長	菊池 敏行
副委員長	志賀 秀之
委員	飯塚 秋男
	本澤 徹
	横山 忠市
	石田 進
	石井 邦一
	館 静馬
	村上 典男
	萩原 勇
	石塚仁太郎
	星田 弘司
	田口 伸一
	長谷川重幸
	白井平八郎
	飯田 智男
	長谷川修平
	二川 英俊
	八島 功男
	山中たい子
	戸井田和之

議会運営委員会	
委員長	伊沢 勝徳
副委員長	西野 一
委員	桜井 富夫
	田山 東湖
	山岡 恒夫

情報委員会	
委員長	加藤 明良
副委員長	半村 登
委員	佐藤 光雄
	高崎 進
	江尻 加那

監査委員	
県民代表の立場から適切な県予算の執行などについて、監査を行います。	
藤島 正孝	
福地源一郎	

議事運営委員会	
議長	本澤 徹
副議長	山岡 恒夫
委員	田山 東湖
	山岡 恒夫

十二月一日に茨城県議会の永年在職議員表彰が行われました。表彰を受けた議員は次のとおりです。

永年在職議員表彰

本澤 徹 議員